

The background of the slide is a light gray gradient with several realistic water droplets of various sizes scattered across it. The droplets have highlights and shadows, giving them a three-dimensional appearance.

**2026年度  
高等教育の修学支援新制度・  
日本学生支援機構給付奨学金  
案内**

# 目次

- 1, はじめに
- 2, 高等教育の修学支援新制度について
- 3, 給付奨学金について
- 4, 申し込みから採用までの流れ
- 5, 採用後の手続きについて
- 6, 最後に

# 1、はじめに

2026年度前期に、授業料減免申請を希望される方、2026年度に編入学・専攻科へ進学し、入学料減免申請を希望される方、日本学生支援機構給付奨学金を希望する方におかれまして、本資料は制度内容の確認・制度の手続き方法などをお知らせするものです。

申請を希望される方は、制度について要点をまとめた資料・申請手続き方法について次ページ以降に掲載しておりますので、よく、ご覧いただいたうえで、申請手続きを行うようお願いいたします。

## 2、高等教育の修学支援新制度について

・高等教育の修学支援新制度とは...

しっかりとした進路への意識や進学意欲がある学生に対し、家庭の経済状況に関わらず、進学・修学できるチャンスを確保できるように令和2年4月から開始された制度です。

令和7年度からは、多子世帯の学生に対し、授業料・入学料減免を実施しております。

※多子世帯とは、申請者本人を含む生計維持者が扶養する子供が3人以上いる世帯のことをさします

## 2、高等教育の修学支援新制度について

- 支援内容

授業料・入学料減免

+

給付奨学金

学力基準・家計基準を満たした場合、収入状況に応じて、授業料・入学料減免、給付奨学金の支援が行われます。

支援金額は次ページの表に記載しております。

多子世帯は、所得制限に関わらず授業料・入学料減免を実施します。

※学力基準・家計基準については、給付奨学金の選考基準で説明します。

## 2、高等教育の修学支援新制度について

支援区分	授業料・入学料減免			給付奨学金	
	減免割合	授業料	入学料	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	全額免除	117,300円	84,600円	17,500円 (25,800円)	34,200円
第Ⅱ区分	2/3免除	78,200円	56,400円	11,700円 (17,200円)	22,800円
第Ⅲ区分	1/3免除	39,100円	28,200円	5,900円 (8,600円)	11,400円
第Ⅳ区分 (多子世帯のみ)	全額免除	117,300円	84,600円	4,400円 (6,500円)	8,600円
第Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区分 かつ多子世帯	全額免除	117,300円	84,600円	支援区分に応じ 支給	支援区分に応じ 支給
多子世帯のみ	全額免除	117,300円	84,600円	なし	なし

※支援区分は、給付奨学金家計基準の収入基準にて判定されます。支援区分の詳細は10ページをご確認ください。

※生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で、児童養護施設等から通学し自宅通学扱いの人は、上表のカッコ内の金額が給付奨学金支給金額となります。

※給付奨学金の自宅外通学には、要件があります。要件については12ページをご確認ください

# 3、給付奨学金について

日本学生支援機構給付奨学金とは・・・

- 本科4年生、5年生、専攻科生を対象とした奨学金
- 原則、返還の必要がない奨学金

(1) 申し込み資格

- 本科3年を修了した、または、高校を卒業した年度の翌年度末から2年を経過していない人
- 過去に高等教育の修学支援新制度をすでに利用している場合は、再度の新規申し込みはできません。

※本科在学中に高等教育の修学支援新制度の支援を受けており、今年度専攻科に進学する人は、継続願の提出が必要となります。

- 日本国籍を持つ人、申込できる在留資格がある人

# 3、給付奨学金について

## (2)選考基準

- 学力基準

次のいずれかのどちらかを満たすこと

①GPA等が学部における上位1/2の範囲に属すること

②修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活動する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

- 家計基準

次の「収入基準」および「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。

### 【収入基準】

4月の募集では、2024年の収入に基づく2025年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が、10ページの表に該当するかどうかで判定します。

### 【資産基準】

申込み時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が5,000万円未満であること。

# 3、給付奨学金について

## (3) 多子世帯の支援について

「多子世帯に属している」とは、申請者本人が生計維持者に扶養されており、かつ、生計維持者全員の市町村民税情報における扶養親族の数の合計が3名以上であることを指します。本人所得合計額が48万円以下になっていない場合は多子世帯とはなりません。

多子世帯の場合、給付奨学金は支援区分に応じて支給され、授業料等減免は満額支給されます。

※多子世帯の支援を受ける場合の資産基準は、3億円未満となります。

※多子世帯に属していて資産額の合計が3億円未満の人のうち、収入基準が9ページ表の第IV区分を超えている場合、又は資産額の合計が5,000万円以上の場合は給付奨学金の支給はありませんが、授業料減免の対象となります。

# 3、給付奨学金について

収入基準に関する表

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること。 あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円未満であること。
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること。
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること。
第Ⅳ区分 (多子世帯)	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること。

※第Ⅳ区分は、多子世帯に属している場合にのみ適用される基準です

# 3、給付奨学金について

収入基準を満たすかどうか確認する方法

(1) 進学資金シミュレーターを利用する

URL:[HTTPS://SHOGAKUKIN-SIMULATOR.JASSO.GO.JP/](https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/)

(2) 課税証明書を取得し自分で試算する

(3) 支給額算定基準額判定ツールを使って試算する

URL:[HTTPS://WWW.JASSO.GO.JP/SHOGAKUKIN/MOSHIKOMI/ZAIGAKU/KEKKA/KYUFU.HTML](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/kekka/kyufu.html)

※上記確認方法は、あくまでも目安としてご利用ください。試算結果が対象外となってしまった場合でも、実際の選考では対象となる場合もあります。逆に、試算結果が支給対象となる結果でも、実際の選考では対象にならない場合もございます。

## 3、給付奨学金について

### (3) 自宅外通学要件

自宅外通学は以下の要件を満たす人が対象となります。

- ア. 実家(生計維持者いずれもの住所)から高専までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)
- イ. 実家から高専までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ウ. 実家から高専までの通学費が月1万円以上
- エ. 実家から高専までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下
- オ. その他やむを得ない事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

自宅外通学生は、奨学生として、採用後に証明書類(アパートの賃貸契約書のコピー・在寮証明書など)の提出があります。

## 4、申し込みから採用までの流れ

- 給付奨学金申請に係る配布資料
  - ・奨学金案内ダイジェスト
  - ・スカラネット入力下書き用紙
  - ・学修計画書(手書き、パソコン入力どちらでも可)
  - ・奨学金確認書兼地方税同意書のセット

※奨学金確認書兼地方税同意書のセット以外は、ホームページにも掲載してあります。

- 授業料減免申請に係る配布資料
  - ・大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

## 4、申し込みから採用までの流れ

- 申請手続きの流れ

- ①スカラネット入力下書き用紙、学修計画書、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書を記載し、学生係に提出。
- ②書類の内容に、不備がないかどうか学生係で確認を行い、不備がなければスカラネット下書き用紙を返却。その際、実際に申込を行うサイト、スカラネットのID・パスワードを、学生係から付与される。
- ③ID・パスワードが付与されたら、スカラネットにアクセスし、下書き用紙の内容を基にスカラネットから奨学金の申込みを行う。
- ④スカラネット入力後、16桁の受付番号が発行されると、入れるようになるマイナンバー提出用サイトから、申請者本人、生計維持者全員分のマイナンバーを提出。
- ⑤奨学金確認書兼地方税同意書のセットの中にある、確認書に本人、生計維持者各人が自署で記載
- ⑥申請者本人の身元確認書(運転免許証・顔写真付き学生証など)を準備し、写しを確認書に添付を行う。
- ⑦セットの中に同封してあるオレンジ色の長3の提出用封筒に、記載済みの確認書を封入し、郵便局窓口で簡易書留により郵送を行う。④の手続き終了後1週間以内に手続きを行う。

## 4、申し込みから採用までの流れ

- 手続きのスケジュール

### ○4月6日(月) 17:00～ 大講義室

給付奨学金・授業料減免申請書類に関する資料配布

### ○資料配布後～4月20日(月)まで

スカラネット入力下書き用紙、学修計画書、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 学生係への提出期限

### ○スカラネット入力下書き用紙返却後～4月24日(金)まで

スカラネット・マイナンバー提出サイト 入力期限

### ○スカラネット・マイナンバー提出サイト入力して1週間以内

奨学金確認書兼地方税同意書の提出

申請者本人が郵便局に行き、簡易書留で直接日本学生支援機構に提出(郵送)を行ってください。

## 4、申し込みから採用までの流れ

- 選考結果について

申請結果は、6月に結果通知を予定。申請内容に不備があり訂正を行っている場合や、家計審査に時間を有している場合は、7月以降に結果通知を実施する。

### 【採用者】

採用決定に関する書類(奨学生証など)を配布。

申請者本人が登録した口座に奨学金が振り込まれているかどうかを確認する。

自宅外通学の支給月額を希望する人は、必要書類を学校へ期日までに提出する。提出期日は採用時にお知らせ予定。

### 【不採用者】

不採用に関する決定通知書を配布

## 4、申し込みから採用までの流れ

- 申請時の注意点

**○申請は必ず期限厳守！！ 15ページスケジュールを要確認！！**

スケジュール上での資料の受け取りが難しい場合には、早めに資料を学生係に取りに来るようにしてください。

**○申請者本人、生計維持者全員分のマイナンバー、申請者本人の身元確認書(運転免許証・顔写真付き学生証など)等申請に必要な書類の準備を忘れないこと！！**

※4年生は、新しい学生証になるので、3年生までの学生証は使用しないこと。

**○手続き漏れが無いようにすること！！また、申請時の不備等に関する連絡があった場合は、期日までに対応をすること！！**

例年、スカラネットの入力をして他の手続きを行わなかったため、審査が行われず不採用となるケースがあります。申請時の不備等あれば、日本学生支援機構から不備に関する照会の連絡があるので、期日までに対応してください。

## 5、採用後の手続きについて

- 在籍報告

年1回(4月)にインターネットを通じて報告。報告を行わなかった場合には給付奨学金の支給が停止となる。

- 適格認定

給付奨学金の支給を継続するにあたり、家計、学業成績をもとに適格認定が実施される。それぞれ、家計基準、学業成績基準を満たさない場合には、支援の停止、打ち切りとなってしまう。

### 【家計基準】

毎年1回(8~9月ごろ)に所得金額や資産額等を基に支援区分の見直しが行われる。支援額が変わったり、10月からの支給が停止することがある。

※家計基準による停止になった場合でも、次年度に再度家計基準の対象となった場合には、支援が復活する。

# 5、採用後の手続きについて

- 適格認定

## 【学業成績基準】

前期末(9月)、学年末(3月)の年2回、学修状況により学校が判定し、その結果に基づき日本学生支援機構が措置を行う。判定は『継続』、『警告』、『停止』、『廃止』がある。『廃止』となった場合には、支援は打ち切りとなり、再度支援は受けることができない。また、『停止』となった場合は、一時支援が停止となるが、学業要件を満たせば、再度支援が復活する。

判定	学業成績の基準
廃止	<ul style="list-style-type: none"><li>・修業年限で卒業できないことが確定したこと</li><li>・履修科目の授業への出席率が6割以下であること、その他学習意欲が著しく低いと認められる者</li><li>・下記に示す『警告』の区分に該当する学業成績に連続して該当すること</li></ul>
停止	<ul style="list-style-type: none"><li>・下記に示す『警告』の区分に該当する学業成績の基準に連続して該当すること。(2回目の警告がGPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属することのみ。3回目は廃止となる)</li></ul>
警告	<ul style="list-style-type: none"><li>・GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること</li><li>・履修科目の授業への出席率が8割以下であること、その他学習意欲が低いと認められる者</li></ul>
継続	<ul style="list-style-type: none"><li>・上記に該当しない者</li></ul>

## 6、最後に

高等教育の修学支援新制度による授業料減免ならびに入学料減免、日本学生支援機構給付奨学金について、要点を抜粋して説明をさせていただきました。

申請についてわからないこと等ございましたら、以下の連絡先にご連絡ください。

### 【本件連絡先】

担当係 鹿児島工業高等専門学校 学生課学生係  
TEL: 0995-42-9015 E:mail: [gakusei@kagoshima-ct.ac.jp](mailto:gakusei@kagoshima-ct.ac.jp)